

事務連絡  
令和2年4月1日

各位

ライク健康保険組合

被扶養者認定事務の取り扱いについて（通知）

このことについて、以下のとおりの運用としますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

勤務先を退職した者で、在職時に加入する健康保険（公務員共済組合や私学共済等を含む）の被保険者資格期間が10年以上かつ相当額の金額の退職金や確定拠出年金等（名称のいかんを問わず退職金または退職年金として受給するもの）を受給中または受給することが予定されている者は、当該受給にかかる源泉徴収票の写しまたは年間受給額が確認できるものを添付すること。

なお、被保険者が被扶養者認定対象者の主たる生計維持者と認められない場合、当該対象者を被扶養者として認定しないことについて、遺漏なきよう注意されたい。

以上